

香美町民バス運行委託業務仕様書

1 業務の名称

香美町民バス運行委託業務

2 業務の目的

香美町村岡区内において運行する町民バスの運行に際し、安全かつ効率的で利便性の高い運行を期待するものであり、業務受託候補者を公募型プロポーザルによりするものである。

3 履行期間

令和5年9月25日から令和8年9月30日まで

4 履行場所

香美町村岡区内

5 運行開始日

令和5年10月1日

6 運行方法

道路運送法第4条による乗合バス運行

7 業務に必要とされる要件

- (1) 定時定路線及び有償による運行となるため、道路運送法の規定に基づく一般乗合旅客自動車運送事業の認可基準に準ずる設備や体制が整っている者であること。
- (2) 運行開始日において、業務遂行に必要な各種法令に基づく許可、認可、免許等を有していること、又は有することとなることが確実な者であること。
- (3) 本町に本店、支店又は営業拠点があり、事故の発生等により業務の遂行に障害が発生した場合には、乗客の安全確保や各関係機関への連絡、代替車両の手配など、速やかな対応が可能な者であること。若しくは、運行開始日において、本町に本店、支店又は営業拠点を有することが確実であり、同様の対応が可能となることが確実な者であること。

8 業務内容

本業務の内容は、次に掲げるところによる。

- (1) 路線・系統

路線名	系統数	起 点	経由地	終 点	最大キロ程	運行日
村岡境線	4 系統	村岡病院	山田	村岡区境	21.5km	月～土曜 (除祝日)
射添線	4 系統	熊波区 丸味区	大糠上	村岡 地域局	26.3km	火・木曜 (除祝日)
兎塚線	3 系統	高坂区	村岡病院	殿町	24.9km	月・水曜 (除祝日)

(2) 経路

別紙 1・2・3 を基本とする。

(3) 運行時刻

別紙 4・5・6 を基本とする。

(4) 運賃等

別紙 7・8・9 を基本とする。

(5) 運行車両

- ア 経路乗合可能な車両とする。(ただし、乗りこぼしがないように対応できること。)
- イ 本町において、運行に資するため次に掲げる車両を受託者に無償貸与するものとする。この貸与する車両に係る一切の費用については提案者の負担とする。

使用予定車両の現況

路線名	車両	購入時期
村岡香住線	運行事業者保有車両 (定員 40 名以上)	
射添線 兎塚線	トヨタ ハイエース (定員 14 名)	平成 29 年 1 月
予備車	運行事業者保有車両	

(6) 停留所

管理が必要な停留所の総数は、28箇所(予定)とし、詳細は業務受託者と協議のうえ決定する。

9 委託料

- 委託料は、人件費、燃料油脂費、車両修繕費、点検費、自動車税、自動車任意保険料掛金のほか、停留所の維持管理、その他業務に必要な経費を含むものとし、運賃収入等を控除した額を基準とする。
- 停留所の表示及び車内への表示等は、業務受託者が行うこととする。その詳細については、業務受託者と協議のうえ別途定めるものとする。
- その他業務には、乗合運行に必要な業務(運賃の徴収管理、乗降客の安全確保、移動制約者の乗降補助、ダイヤ管理、車内案内)、緊急時の対応(連絡、予備車の確保など)及び委託期間中の運行に係る備品の保管・管理に係る業務を含むものとする。

10 業務の報告

- (1) 業務受託者は、本町の指示に基づき行う乗降調査について、その結果を処理のうえ、提出するものとする。
- (2) 本町は、業務受託者に対し、当該業務の処理状況について随時調査を行い、必要な報告を求め、監査することができるとともに、業務の実施について必要な指示をすることができるものとする。

1 1 委託料の請求

- (1) 業務受託者は、業務履行期間の終了後速やかに町に業務報告書を提出し町の検査を受けるものとし、検査に合格したときは、委託料の支払請求書を速やかに提出するものとする。
- (2) 町が業務受託者に委託料を支払うのは、委託期間終了後とする。ただし、部分払いを会計年度終了後に1回請求することができるものとする。

1 2 運行の中止

積雪、自然災害、その他業務受託者の責によらない事由により、運行区間の全部又は一部の運行が不能であると認められる場合は、業務受託者の判断により運行を中止することができるものとする。ただし、運行を中止したときは、速やかに町に報告するものとする。

1 3 緊急時（事故発生等）の対応

町民バス運行業務にあたり、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに本町に連絡するとともに適切な処置をとること。

- (1) 天災、交通事故、その他やむを得ない理由により運行に支障が生じ、又は生じるおそれがあるとき。
- (2) 町民バスの利用者が交通事故等により生命及び身体を害したとき。

1 4 その他

- (1) 業務受託者は、関係法令遵守のうえ町民バス運行業務を遂行すること。
- (2) 業務受託期間中に発生した、町民バス運行に伴う不慮の事故等に係る一切の責任は、業務受託者が負うものとする。